



毎月1回1日発行  
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)  
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦  
 編集委員会：佐野俊光 若杉貴浩 外山久典 野田徹 白石栄一  
 印刷所：(株)白橋



訓練 4/8 18:30-20:00 (屋内)



訓練 5/1 8:00-12:00



訓練 5/15 8:00-12:00



表彰式 最優秀賞

R4.5.29第14回東北水防技術競技大会 山形県遊佐町消防団初出場 (水防専門家技術指導)

目 次

大切な命と暮らしを守るまちを目指して ～女性の視点を活かした防災～  
 ……(公社)全国防災協会 副会長/三重県鈴鹿市長 末松 則子… 2

「河川愛護月間」を実施します… 8

7月は「海岸愛護月間」です… 9

令和4年度第1回防災・減災対策等強化事業費の配分を実施します… 10

「災害査定の留意点」第19回…水管理・国土保全局防災課… 12

河川入門講座(1)… 14

防災課だより 人事異動… 16

水管理・国土保全局 防災課 ―配置図―… 20

協会だより 災害復旧技術専門家派遣制度ブロック代表者会議開催… 21

被害報告… なし



# 大切な命と暮らしを守るまちを目指して ～女性の視点を活かした防災～



公益社団法人 全国防災協会 副会長  
三重県鈴鹿市長 すえまつ 末松 のりこ 則子

## 1. はじめに（市の概要）

この度、全国防災協会機関誌「防災」へ寄稿の機会をいただきましたことに、感謝を申し上げます。

鈴鹿市は、三重県の北部に位置し、東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈と恵まれた自然環境を有し、その面積は約195km<sup>2</sup>です。昭和17年12月、軍都として2町12カ村が合併し出発した本市は、自動車産業など数多くの企業を誘致し、伊勢湾岸地域有数の内陸工業都市として発展した人口約20万人の都市です。

農業においても、恵まれた豊かな大地で、茶や花木をはじめ、水稲などの生産が活発に行われ、農業と工業がともに成長した「緑の工都」として現在に至っています。またF1日本グランプリや鈴鹿8時間耐久ロードレースなどの国際レースが開催される鈴鹿サーキットがあり、モータースポーツの聖地として全国的にも知られています。

近年では平成31年度に新名神高速道路三重県区間が全線開通し、鈴鹿パーキングエリアスマートインターチェンジも開通したことにより、高速道路にアクセスする道路の整備が進められています。現在その交通便利性を生かした民間主導型の工業団地造成を進めており、新たな優良企業の誘致にも力を注いでいます。



写真－1 整備が進む国道23号中勢バイパス



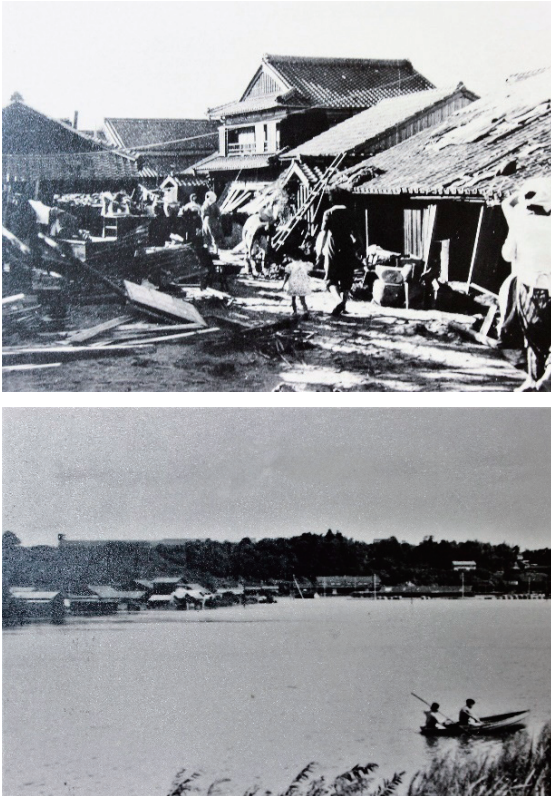
写真－2 民間主導型の工業団地造成

また、他にも国道23号中勢バイパスや国道1号北勢バイパスなどの主要幹線道路の整備や高速道路とのネットワーク化を実現し、利便性の向上や大規模災害の発生時におけるリダンダンシーの確保とともにミッシングリンクを解消することで、物流の効率化や生産性向上につなげ、北勢地域の発展に向け、災害に強い道路づくりが進んでいます（写真－1、2）。

## 2. 本市における過去の災害記録

鈴鹿市には、中央部を流れる一級河川鈴鹿川があります。普段は穏やかな河川ですが、大雨により増水すると、その姿を一変させる急流な河川でもあります。古くは、昭和34年に発生した伊勢湾台風で、高潮による河口左岸堤防の破堤などにより、死者行方不明者115名となる被害が発生しました。また、昭和49年の集中豪雨では、観測史上最大流量を記録し、鈴鹿川の越水及び支川の破堤により、浸水面積は7,551haに及ぶなど、本市では、これまでに幾度となく豪雨に見舞われ、多くの浸水被害が発生しました（写真－3）。

近年では、平成16年9月29日<sup>\*1</sup>の台風第21号に伴う最大時間雨量47.0mmの降雨により、内陸市街地や



写真－3 伊勢湾台風



写真－4 鈴鹿駅付近（平成24年台風第17号）

沿岸部で内水による浸水被害を受けました。

また、平成24年9月30日<sup>※2</sup>の台風第17号では、市の排水施設の整備規模（時間雨量67.4mm）を大きく上回る最大時間雨量92.0mmの降雨を観測し、内陸市街地部で多数の床上浸水が発生し、これまでに浸水被害のなかった地域にまでも多くの被害を及ぼしました（写真－4、表－1）。

表－1 近年の浸水実績降雨

降雨発生日	最大時間雨量 (mm/hr)	総雨量 (mm)	家屋浸水 (戸)	
			床下	床上
平成5年11月13日	39.0	140.9	142	0
平成9年9月13日	64.5	135.5	181	22
平成12年9月11日	44.5	314.5	27	2
平成12年9月23日	30.0	165.0	6	0
平成16年9月29日 ※1	47.0	225.0	391	32
平成21年10月7日	60.0	183.0	18	0
<b>平成24年9月30日 ※2</b>	<b>92.0</b>	232.5	302	39

雨量観測点：三重県鈴鹿庁舎（平成16年9月、平成21年10月）  
消防本部中央消防署（平成5年11月～平成12年9月、平成24年9月）

### 3. 防災力・減災力の向上

#### (1) 雨水対策への取り組み

そのような被害を受けて、本市では平成30年度に、「浸水被害を軽減することにより、市民の生命・財産を守る」ことを基本理念とした、鈴鹿市総合雨水対策基本計画を策定しました。

本計画は、平成31年から令和30年までの30年を計画期間とし、「選択と集中」「流域の保水・遊水機能の活用」「ハードとソフト対策の併用」を基本方針とし、着実な治水安全度の向上を目指すこととし

ております。

本市の土地利用は高度経済成長期（昭和50年代前半まで）以降、都市化の進展により、市内の水田、畑の割合は減少し、土地の有する保水、遊水機能が低下することで、雨水の流出量が増大し、河川や下水道、ポンプなどの排水施設への負担が大きくなっています。

今後の雨水対策として、排水施設の整備を行うとともに、これらの施設への雨水の流出を抑制する対策も考慮する必要があります（図－1）。



**選択と集中**

ハード対策（河川改修や下水道雨水施設の整備など）について、浸水状況等から、重点地区を選定し、優先度の高い箇所から施設整備を実施します。

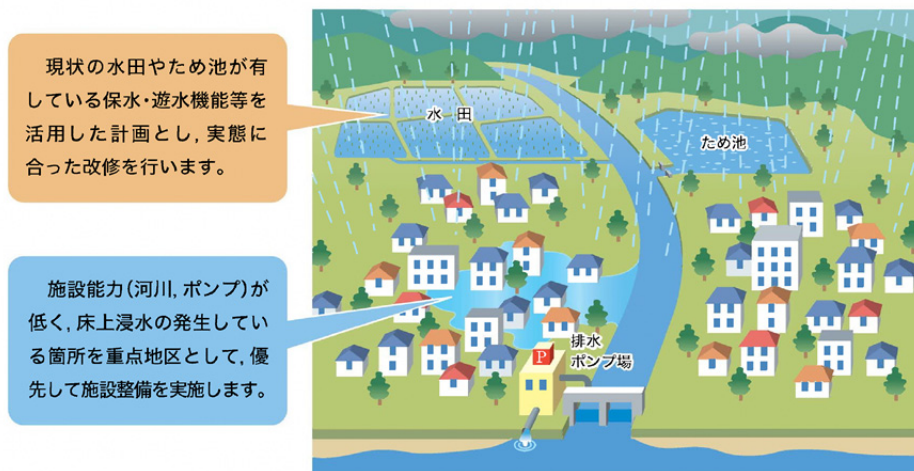
**流域の保水・遊水機能の活用**

重点地区の整備としては、ため池や水田などの保水・遊水機能を踏まえ、下流への流出の現状に合わせて行う方針とします。

**ハードとソフト対策の併用**

ソフト対策を併用することで、計画規模を上回る降雨に対しても、早期に甚大な被害の軽減を図ります。

※ここでのソフト対策は、水田・ため池の保全、河川カメラ・水位計の活用、排水機場の維持管理、防災研修会、防災情報の提供などを示します。



図－1 雨水対策推進の基本方針（出典：鈴鹿市総合雨水対策基本計画）

**(2) 重点地区の選定**

雨水対策を実施するにあたり、これまでに大きな浸水被害が発生した地域を重点地区として選定し、重点的に治水安全度の向上を図ることとしています。

対策の推進にあたっては、地域における様々な課題の解決や財政的な制約の中で、長期的に取り組む必要があり、今後も事業効率を考慮し、着実な事業の推進に取り組んでまいります。

**(3) 河川・下水道（雨水）の整備**

現在、重点地区に選定した河川を対象に、改修計画に基づき順次整備を進めています。

また、浸水被害の頻発する河川の流域では、河川計画と整合を図りながら、雨水対策の計画を策定し、下水道雨水幹線の整備も合わせて進めています。

浸水被害が発生している箇所の幹線整備は、市街化が進んでいることが制約となり、大規模な整備が実施できないことや、整備に期間を要す等の課題があります（写真－5）。



写真－5 金沢雨水幹線整備事業

**(4) 地震対策への取り組み**

近年、熊本県に大きな被害を与えた熊本地震をはじめ、先日6月20日にも石川県能登半島でも大きな地震が発生するなど、全国的に大規模な地震災害が発生しています。本市を含む私たちの地域でも、今後30年以内に70%から80%の確率で起こるといわれている南海トラフ地震に備えて、さらなる防災・減災施策を進めていかなければなりません。歴史的に概ね100年から150年間隔でこの地域で繰り返し発生



している「過去最大クラス」の南海トラフ地震の想定規模は次のとおりです。

過去最大クラスの南海トラフ地震  
(東海・東南海・南海地震3連動)

震源域：南海トラフ周辺

市の震度：震度6弱

津波：約67分後に20cm津波到達  
(最大波 T.P.上3.0m)

※T.P.(Tokyo Peil) = 東京湾平均海面水位

本市では、南海トラフ地震が発生した場合、地震発生から津波の第一波が到達するまでに約1時間程度かかると予測されています。市民には、より早く、より遠く、津波浸水予測区域の外へ安全に避難していただくことが、一番有効な手段です。そのため、自宅が安全であるか、危険な場所なのかを津波ハザードマップで事前に確認していただき、迅速な避難に向けて情報を収集し、いち早く避難所へ向かう行動などを市民に重ねて周知しています。

しかしながら、家屋の倒壊や家具の転倒に伴うけが人や、避難に時間を要する災害時要援護者、また、土地勘がなく逃げおくれた人などが緊急的に避難できる場所として、市内30の公共施設・民間施設を災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所、いわゆる津波避難ビルとして指定しています(写真-6)。

また、平成29年度からは、津波浸水予測区域内に現存または新設する民間施設において、津波避難施設指定基準に適合する工事に対して本市独自の補助制度(対象事業費の1/2補助、上限額1,000万円)

を創設し、津波避難ビルの指定拡大を図っています。その啓発活動としては、津波浸水予測区域内の人口密集地区や、津波避難ビルの数が少ない地域において、ホテルや商業施設、社会福祉施設などの建て替えや新設に関する情報を収集し、補助事業の普及啓発を図っています。

#### (5) 避難所対策

近年、全国各地で発生する集中豪雨や台風の大型化に伴う河川氾濫、土砂災害などの被害が懸念される中、今年も梅雨入りによる本格的な出水期を迎えました。一方で、新型コロナウイルス感染症は収束しておらず、避難所における感染症対策は喫緊の課題です。

本市では、気象警報が発表された場合に、自主避難所27カ所を初期開設しますが、避難所での密接空間、密集場所、密接場面の3つの密を避けるため、現在は6カ所を増設し33カ所の避難所を初期開設して対応しています。

そのほか、発熱など急な体調不良の方には、専用スペースを準備し、保健師による避難所巡回も行います。また、窓の開放に加え、換気扇、大型扇風機の使用により十分な換気を行うほか、感染症のリスクを心配し、車中での避難を望む人には、避難所の駐車場やグラウンドを開放します。

避難所の衛生環境確保については、消毒液やハンドソープ、ペーパータオルなどの衛生用品、手洗い、うがい、咳エチケットなどの注意喚起ポスターのほか、職員が使用するフェイスシールドや非接触型体温計、ビニール手袋などの入った「感染症対策グリーンボックス」を各避難所に準備しています(写真-7)。



写真-6 津波避難ビル (民間施設)



写真-7 感染症対策を施した避難所

また、特に東日本大震災以降、震災時の避難所運営における女性や子ども、高齢者などへの配慮が強く求められています。

そのような中、本市では避難所における女性の視点は非常に重要と考えており、避難所の自治的な運営組織に男性女性両者が参画することの意義や、治安維持のための巡回警備の必要性などについて、防災啓発を通じて地域に対して発信を続けています。

令和3年度からは、生理用品に対してもローリングストックの考え方を取り入れており、備蓄してあるものについては、概ね3年を目安に入れ替えをし、入れ替えたものについては貧困対策としても活用しています。

さらに、避難所における授乳の際にプライバシーが守られるよう、プライベートテントの配備も行っています。

また、避難所での女性の抱える健康面や精神面の不安に寄り添うことも重要であり、コロナ禍で困難な状況にある女性に向けて作成した「女性のSOSハンドブック」を活用し、様々な分野の相談窓口等を紹介することで避難所生活での不安解消にも配慮しています。

そのほか、食物アレルギーを持つ方は、アレルギー物質の摂取によりショック症状を起こす心配があるため、大規模災害の発生直後は、避難所においてもそれぞれの家庭での備蓄に頼らざるを得ない現状がありますが、食物アレルギーの子どもを持つ親の会との勉強会を通して、アレルギー対応ミルクやアレルギー対応食の備蓄の必要性も認識し、備蓄を開始しています。

現在は、一般社団法人日本小児アレルギー学会からの提案も参考に、一般の人工乳が飲めないミルクアレルギーの乳幼児のための「アレルギー用ミルク」や、小麦アレルギーの方への主食提供のための「アルファ化米」や「ケチャップライス」や「えいようかん」など、27品目のアレルギー対応食物の備蓄を継続して行っています。

## (6) 啓発活動

「災害に強いまちづくりは災害に強い人づくりから」という強い思いから、様々な団体に対する防災研修会も積極的に開いています。また、小学校での出前事業や自治会や地域づくり協議会での防災勉強会なども実施しています（写真-8）。

さらに、昨年度からSNSを活用した子ども向け



写真-8 防災研修会の様子

の防災クイズの動画配信も始めました。

防災勉強会では、大規模地震時に避難所の開設・運営をする職員が直ぐに避難所に来られない場合でも、先に避難所となる小中学校体育館等にたどり着いた地域の方が、避難所に関する十分な知識がなくても避難所の開設・運営をすることができるマニュアルや道具等をひとまとめにした「避難所の開設・運営オリーブボックス」を配備しています。

このオリーブボックスは、必要なものをただ入れているというわけではなく、避難所の開設・運営の手順に沿った順番で説明文や道具等を整理して入れており、大規模地震発生時に円滑に開設・運営を行うことができるよう配慮しています。また、防災行政無線の場所や避難所のレイアウト、資機材の場所などの違いから個々の避難所に合わせて内容を変えているという点も特長です（写真-9）。

そのほか、子育て中のママが集まって防災や減災について取り組むグループ「防災カンガルー★すずか」を支援し、専門家とは違うママならではの発想で、防災・減災対策を考えてきました。「災害時に機能的な服を考えてみたら…」という視点で、防災ママのファッションの特集や、ホームセンターの日用品コーナーで見つけたグッズで「災害時のママキット」を考案し、それらを掲載した「防災mamoru」という冊子も発行してきました。

このようなママの視点、女性の視点を大事にした防災・減災対策を今後も支援していきたいと考えています（写真-10、11）。





(蓋を開けると、まず「このボックスを開けたあなたが手順書に沿って避難所を開設してください」というメッセージが入っている。オリーブボックスの名称はオリーブの花言葉「平和」、「知恵」から名付けた。)

写真-9 避難所開設・運営オリーブボックス



写真-10 桜の森公園での防災体験の様子



写真-11 防災 mamoru

#### 4. おわりに

私は、東日本大震災の発生後の平成23年5月に市長に就任し、まずは「市民の皆様と暮らしを守ること」を最優先に取り組んでまいりました。

本市では「鈴鹿市の総合計画2023」の柱として、防災・減災施策の充実を掲げ、特に南海トラフ地震などの大規模な災害に対して適切に対処できるよう、「公助」の取組として避難所の環境整備、津波浸水予測区域内への津波避難ビルの指定や、さまざまな防災協定の締結等を進めています。

また、市民の皆様と生命や財産を守るためには、消防・救急体制の強化が欠かせないことから、令和5年度に全線開通予定の国道23号中勢バイパス沿線に、新たな消防分署と分団の一体的な施設整備を進めており、広域道路ネットワークを生かした市南部地域における消防力・防災力の強化を図ります。

また一方で、大規模災害時においては、「公助」

の力が発揮できる範囲が限られてしまうことが想定されるため、自分の命は自分で守るという「自助」、地域でみんなが助け合う「共助」の取組が被害を軽減する要になると考えており、防災啓発や自主防災組織への支援などにも重点を置き取り組んでいます。

本市は、今年12月1日に市制施行80周年の大きな節目を迎えます。コロナ禍によりここ2年ほど地域の活動も制限されてきましたが、「継承×挑戦」の80年 未来に向かって 輝け 鈴鹿!」をテーマとし、市全体に活気があふれるように、様々な記念事業を実施し、未来に向かって更なる飛躍に繋がるよう盛り上げてまいります。

今後も市民の大切な命と暮らしを守るため、防災・減災施策に重点を置いたまちづくりを進めてまいりますので、全国防災協会の皆様には引き続きご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 河川愛護月間(7月1日～7月31日)を実施します

～せせらぎに ぼくも魚も すきとおる～

国土交通省水管理・国土保全局治水課

国土交通省では、毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

地域や流域全体と一体となった良好な河川環境の保全・再生、地域社会や流域全体と河川との関わりの再構築、河川愛護意識の醸成、河川の適切な利用の推進のための様々な活動を実施します。

### 【「河川愛護月間」の主な活動】

#### (1) 河川周辺の清掃活動

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって、河川周辺の清掃活動を行います。

#### (2) 各種行事の開催

全国の未就学児から一般の方を対象に、「川遊び～川での思い出・川への思い～」をテーマに絵と文章を組み合わせた「絵手紙」の募集を行います。このほか、河川に関する写真、絵画、作文のコンクールや、水辺における様々なイベントを開催します。

#### (3) 河川のパトロール

河川利用者に対し河川の適切な利用に関する指導を行うため、関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施します。

#### (4) 河川水難事故防止週間

7月1日から7日までを「河川水難事故防止週間」と定め、出前講座等により水難事故防止に関する啓発活動を行います。

※活動の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、新型コロナウイルス感染防止策を講ずることとします。また、活動内容については、新型コロナウイルス感染症の状況及び政府の方針等に基づき今後変更する可能性があります。

### 【令和3年度活動状況】



河川一斉清掃



河川体験学習



# 美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して ～7月(1日～31日)は海岸愛護月間です～

令和4年6月29日  
国土交通省水管理・国土保全局海岸室 港湾局海岸・防災課

国土交通省では、海岸愛護思想や防災意識の普及と啓発を図ることを目的に、昭和47年度より毎年7月を『海岸愛護月間』としています。今年度も、地域の住民や団体などが主体となり、海岸の持つ役割について国民の理解と関心を深めてもらうため、全国で約450の海岸愛護活動が展開されます。



美しく、安全で、  
いきいきした  
海岸を目指して

令和4年度  
**海岸愛護月間**  
2022.7.1(FRI)～7.31(SUN)

国民の祝日「海の日」、今年は7月18日です。

主催 / 国土交通省、都道府県、市町村

【後援】  
内閣府、全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人、全国海岸協会、一般社団法人、建設広報協会、一般社団法人、水産資源技術協会、公益財団法人、河川財団、一般財団法人、河川情報センター、公益財団法人、リバーフロント研究所、公益社団法人、日本河川協会、一般財団法人、国土技術研究センター、港湾海岸防災協会、一般社団法人、日本ワーナー・シー・ピー協会、一般財団法人、みなと総合研究財団、一般財団法人、沿岸技術研究センター、公益社団法人、日本港湾協会、公益財団法人、日本タイアセービング協会、公益財団法人、日本財団、一般社団法人、JEAN、NPO法人、日本ウミガメ協議会、NPO法人、大阪湾沿岸域環境創造研究センター、NPO法人、地域交流センター

# 令和 4 年度 第 1 回

## 防災・減災対策等強化事業推進費の配分を実施します

～災害の対策や防災・減災対策を推進するため緊急的に予算を支援～

令和 4 年 6 月 30 日 国土政策局広域地方政策課

国土交通省では、「防災・減災対策等強化事業推進費」について、令和 4 年度第 1 回の配分を行います。

**対策件数：19件 配分類：約53.6億円（国費）**

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、大雨による浸水被害等が発生した地域において再度の被災を防止するために緊急的に実施する対策や、大雨等による災害を未然に防ぐ事前防災対策であって、用地の確保など地域等における課題が解決し事業の実施環境が新たに整った場合などに年度途中で機動的に予算を配分し、防災・減災対策を強化する予算です。

### 1. 配分事業の概要

#### (1) 被災地域での災害対策

- ① 洪水対策・浸水対策（3件、4.5億円）
- ② 雪崩対策（2件、約3.0億円）
- ③ 暴風・波浪対策（2件、約4.6億円）
- ④ 崖崩れ・地すべり等対策（3件、約3.7億円）

#### (2) 交通事故の再発防止対策

- ① 交通安全対策（1件、9.9億円）

#### (3) 災害が起きる前に被害を防止する事前防災対策

- ① 洪水対策・浸水対策（6件、22.7億円）
- ② 崖崩れ・地すべり等対策（1件、4.0億円）
- ③ 鉄道施設の耐震対策（1件、約1.3億円）

### 2. 添付資料

- ・別添 1：防災・減災対策等強化事業推進費概要
- ・別添 2：執行地区一覧表
- ・別添 3：執行地区箇所図

※個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。

([https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk9\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html))

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09\\_hh\\_000126.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000126.html)

## 防災・減災対策等強化事業推進費

別添 1

**制度概要**

- 近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、**防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急かつ機動的に配分する予算。**
- 本推進費は、災害を受けた地域等における**災害対策事業**、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における**公共交通安全対策事業**、早期に事業効果が発揮できる箇所における**事前防災対策事業**に活用可能。
- 事業所管部局（他省庁を含む）からの申請を受けて**予算を年度途中で配分。**

災害対策事業

災害を受けた地域等において、災害復旧事業等での復旧が出来ない場合等の再度災害防止等の対策※




対策例：被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により高上げを実施。

※「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に連携し、自治体が事前の復興まちづくり計画に基づき、空を、都市機能の安全なエリアへの移転促進の対応についても活用が可能。

※盛土による災害防止に向けた拠点検を踏まえた対応についても活用が可能。

事前防災対策事業

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所等において、早期に防災・減災効果を発揮するための対策（公共交通の安全確保を含む）




対策例①：前年度からの継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。

対策例②：緊急輸送道路の整備において、詳細な地質調査の結果、想定以上の強化した岩盤が出現したため、推進費により追加対策を実施。



当初工法+モルタル吹付工（追加対策）

速やかな再度災害防止対策、事故の再発防止の実施による**安全・安心の確保**

事業の計画的かつ効率的な実施による**効果の発揮**



令和4年度 第1回 防災・減災対策等強化事業推進費 執行地区一覧表

※ 個別の案件の詳細(個票)は、国土交通省のホームページをご覧ください。  
 (https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\_tk9\_000021.html)  
 また、各案件をクリックすると詳細(個票)のページが開きます。

【災害対策事業】							[金額単位：千円]	
種別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額				
				事業費	国費(配分額)			
1. 洪水対策・浸水対策								
河川(補助)								
(1)	大規模特定河川事業	北上川水系長沼川	宮城県 登米市迫町佐沼南元丁地内	50,000	25,000			
(2)	防災・安全交付金事業	蓬初川水系蓬初川	静岡県 熱海市伊豆山地先	350,000	175,000			
静岡県における「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”の川づくり」の推進(防災・安全)								
道路(直轄)								
(3)	道路維持管理事業	一般国道4号	国土交通省 宮城県 栗原市高清水字御影地内	250,000	250,000			
計				650,000	450,000			
2. 雪崩対策								
道路(直轄)								
(4)	道路維持管理事業	一般国道40号	国土交通省 北海道 中川郡音威子府村咲来	220,000	220,000			
(5)	道路維持管理事業	一般国道243号	国土交通省 北海道 川上郡弟子屈町国有林180林班	75,000	75,000			
計				295,000	295,000			
3. 暴風・波浪対策								
道路(直轄)								
(6)	道路維持管理事業	一般国道9号	国土交通省 鳥取県 鳥取市気高町浜村地先	403,000	403,000			
林野(直轄)								
(7)	国有林野内治山事業	紋別海岸	林野庁 北海道 紋別市元紋別 紋別国有林	52,000	52,000			
計				455,000	455,000			
4. 崖崩れ・地すべり等対策								
道路(直轄)								
(8)	道路維持管理事業	一般国道29号	国土交通省 鳥取県 八頭郡八頭町徳丸地先	280,000	280,000			
道路(補助)								
(9)	道路更新防災等対策事業	小坂54号高田団地線6号	金沢市 石川県 金沢市東長江町地先	127,000	63,500			
(10)	道路更新防災等対策事業	市道河又東平線	新居浜市 愛媛県 新居浜市大永山	50,000	25,000			
計				457,000	368,500			
災害対策事業 計				1,857,000	1,568,500			

令和4年度 第1回 防災・減災対策等強化事業推進費 執行地区一覧表

【公共交通安全対策事業】							[金額単位：千円]	
種別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額				
				事業費	国費(配分額)			
1. 交通安全対策								
陸上交通(直轄)								
(11)	交通事故重点対策事業	一般国道228号函館・江差自動車道	国土交通省 北海道 函館市桔梗町～北斗市柳沢	990,000	990,000			
計				1件	990,000	990,000		
公共交通安全対策事業 計				1件	990,000	990,000		

【事前防災対策事業】							[金額単位：千円]	
種別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額				
				事業費	国費(配分額)			
1. 洪水対策・浸水対策								
河川(直轄)								
(12)	河川改修事業	利根川水系小貝川	国土交通省 茨城県 つくば市上郷地先	150,000	150,000			
(13)	河川改修事業	高梁川水系高梁川	国土交通省 岡山県 倉敷市玉島上成地先	365,000	365,000			
(14)	河川改修事業	仁淀川水系日下川	国土交通省 高知県 高岡郡日高村下分地先～吾川郡いの町大内地先	800,000	800,000			
(15)	河川改修事業	筑後川水系筑後川	国土交通省 大分県 日田市石井地先	350,000	350,000			
河川(補助)								
(16)	河川激甚災害対策特別緊急事業	旭川水系砂川	岡山県 岡山県 岡山市東区金田～竹原地先	300,000	165,000			
(17)	河川激甚災害対策特別緊急事業	肱川水系肱川・久米川	愛媛県 愛媛県 大洲市菅田町菅田外	800,000	440,000			
計				6件	2,765,000	2,270,000		
2. 崖崩れ・地すべり等対策								
道路(直轄)								
(18)	道路維持管理事業	一般国道45号	国土交通省 岩手県 九戸郡野田村玉川～野田	400,000	400,000			
計				1件	400,000	400,000		
3. 鉄道施設の耐震対策								
鉄道(補助)								
(19)	都市鉄道整備事業	東山線 一社駅・本郷駅間	名古屋市長古屋市 愛知県 名古屋市長古屋市名東区一社2丁目～名古屋市長古屋市長古屋本郷2丁目	522,240	131,604			
計				1件	522,240	131,604		
事前防災対策事業 計				8件	3,687,240	2,801,604		
総 計				19件	6,534,240	5,360,104		

## 災害査定の留意点

# 災害復旧事業の査定事例 (19)

## ～下水道災の留意点②～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

### 1. はじめに

降雨や地震により汚水処理施設やポンプ施設が被災した際には、本復旧完了まで相当の期間を要するため、応急復旧工事が必要となります。

今号では、降雨などが原因となる終末処理場等の被災について、応急仮工事の活用による復旧段階に応じた査定申請の留意点等について説明します。

### 2. 査定における留意点

#### 1) 被災のメカニズム

降雨による被災では、操作規則の不備や規定されている操作がされていないなどの管理瑕疵及び将来計画のための開口部や設備更新時に不要な開口部を閉塞していなかったなど、設計上の不備等がないことの説明が必要です。

被災原因が管理瑕疵及び設計上の不備等によるものではないことを明らかにした上で、河川の破堤・氾濫や洪水規模・雨量が既往最大であるなど、周辺地域や前後施設の状況等を、様々な視点から広域かつ詳細に被災メカニズムを解明し、被災原因を特定

することが重要となります。

#### 2) 第三者機関等の被災証明

下水道施設等の機械設備、電気設備等が被災した場合、第三者機関等の証明書の添付が必要です。

##### ① 証明書を必要とする理由

- イ 被災状況の目視確認が難しい
- ロ 被災の判定に専門知識を要する

##### ② 添付する書類

- イ 第三者機関等の証明書（財団、社団など協会等、都道府県工業技術センター等）
- ロ 機器の検査結果データ

##### ※注意事項

- ・被災証明は、分解可能な限り細かな単位で準備（再利用可能なものは再利用が原則）。
- ・被災証明≠採択対象。被災軽微と判断されるものは対象外。

#### 3) 応急仮工事（仮排水施設・仮処理施設）

汚水ポンプ場（マンホールポンプ含む）施設や雨水ポンプ場施設が被災し、排水が著しく阻害されている場合は、応急仮工事として仮排水施設の整備が可能です。

また、終末処理場が被災し、下水の処理に重大な支障を与えている場合は、応急仮工事として仮処理施設の整備が可能です。なお、要綱第9・(一)・ホに規定する仮処理施設工事とは、次に掲げる工事です（申合第2・六）。

- ① 沈殿池が破壊した場合の仮沈殿池工事
- ② 脱水機が破壊した場合の仮脱水機設置工事
- ③ 配電盤が破壊した場合の仮配電盤工事
- ④ その他前各号に類する下水処理のための主要な施設が破壊した場合の仮処理施設工事



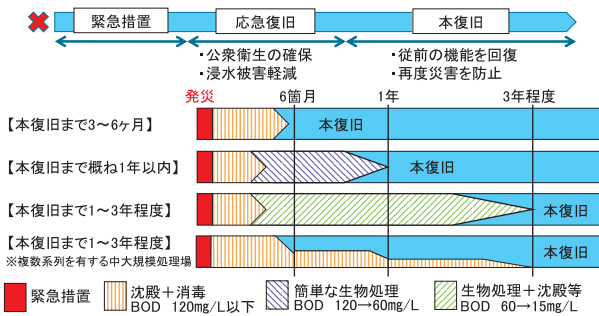
写真－1 堤防決壊により浸水した終末処理場



#### 4) 段階的な復旧

地震や大規模な降雨による浸水によって終末処理場が被災した際には、本復旧が完了し下水の排除・処理機能が確保されるまで相当の期間を要することが想定されます。

このような場合、都市の衛生確保及び放流先水域の水質保全を達成するために、「緊急措置」から「応急復旧」「本復旧」へとスムーズな移行と各段階に応じた適切な対応が不可欠です。「災害時における下水の排除・処理に関する考え方(案)」では、本復旧までに要する期間に応じて、段階的な放流水質向上の目標(図-1)を示しており、各段階を踏まえた申請内容とする必要があります。



### 3. 査定事例から

#### 1) 終末処理場の被災事例(降雨)

台風の降雨により、堤防が決壊・一帯が浸水し、下水処理機能が全て停止した事例(写真-2)です。

被災後、①排水ポンプ車による揚水及び固形塩素剤により消毒を開始、②10日後に仮設ポンプ・仮設電源により沈殿・消毒による簡易処理放流を開始、③約1か月後に簡易生物処理を開始、④本復旧として機械設備は整備・更新し、電気設備は更新されました。

また、被災原因を除去するため、今回の被災水位に対応できる耐水化対策(防水扉の設置、開口部の閉塞、電気設備のかさ上げ等)が申請されましたが、他事業(河川)により対策が実施された場合でも当該災害を与えた洪水等から守られないことが採択要件であるため、河川計画の内容を確認した上で、下水処理施設の耐水化計画について検討が必要とされ、協議設計となりました。

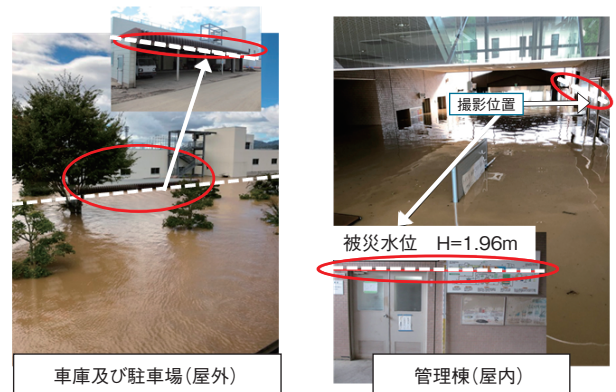


写真-2 被災状況

#### 2) 応急仮工事の事例

応急仮工事においては、平常時の排水量の排水や平常の処理のために要する費用を控除するとされています。



写真-3 雨水ポンプ場応急仮排水

- 応急仮工事に要する費用
  - 仮配管設置・撤去
  - 仮設ポンプ設置・撤去
  - 設備借り上げ費
  - 仮設ポンプ設備の動力費(電力・燃料費)
- 控除対象とする費用
  - 動力費(電力・燃料費)



写真-4 仮処理施設

- 応急仮工事に要する費用
  - 仮処理施設設置・撤去
  - 施設借り上げ費
  - 動力費(電力・燃料費)
  - 薬品費
  - 汚泥運搬・処分費
- 控除対象とする費用
  - 動力費(電力・燃料費)
  - 薬品費
  - 汚泥運搬・処分費

### 4. おわりに

下水道施設の被災は、災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の施行を図るために事前打合せの対象箇所例になっています。

事前打合せは、地方公共団体等が特に必要があると思われる場合に任意で行うものではありませんが、査定をスムーズに行うためにも積極的に活用していただければと思います。

## 河川入門講座

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



河川の分野で長年仕事をしてきても、河川のことについて知らないことは沢山あり、又、誤解していたことに今更気付いて顔が赤くなることもあります。

今月号から、河川入門講座と称して、河川のことについて復習し、自分の知らないことを学んだり、思い込みを正したりしようと思います。「防災」の読者の方もしばらくお付き合いください。

### 河川入門講座 (1)

## 河川とは何か？

一番はじめに、“河川とは何か？”という問いかけです。

河川工学や河川法の解説書を読むと、大略、

“河川とは、降雨に起因して永続的に流れる流水とその流水の存在する土地とを合わせたものを云う。”とあります。

これは、我々の常識的な感覚と一致する概念でとくに疑問は無いように見えますが、この河川を公物として行政上の具体的な管理対象にすると、かなり厄介な問題になります。

まず、流水そのものが、季節や天候により大きく変化することです。

日照りが続いて渇水になったときの河川と大雨によって洪水になったときの河川とでは流水の量が数十倍、数百倍も異なるのは、わが国ではごく普通のことです。

改修工事が始まる以前の自然状態を考えると、洪水で流水が増えたときには通常時の水路内に収まらず、水路の外へすなわち周辺の土地にあふれ出します。

見方を変えると、河川の土地が一時的とはいえ、広がったともいえるのです。

慣習的に、通常時の河川の流水を「低水」（ていすい、ていずい）といい、低水の流れている流路を「低水路」といいます。

これに対し、大雨による洪水で河川の流水が増えた状況を「高水」（こうすい、こうずい）といいます。

高水をこうずいと発音すると洪水と同じでまぎらわしいのですが、河川管理者は伝統的に「高水」も使います。

洪水時には、河川の流水は低水路から周辺へあふれ出し農地、時には集落をも浸水させたり流失させたりして被害を及ぼすので、河川改修の基本というと低水路から離れたところに「堤防」を築いて洪水氾濫の広がりを防ぎます。

この時、堤防と低水路との間の土地は洪水（高水）が流れる土地という意味で「高水敷」と呼ばれます。

高水敷は、相当大きな洪水時（通例、数年に一度程度）にしか水が流れないので、流水のじゃまになる構造物を設けなければ農地、ゴルフ場、グラウンド、滑走路などの土地利用が可能です。



従って高水敷は、河川内の土地ではあっても、低水路や堤防の敷地と異なり、私的所有の対象になることも珍しくありません。

この「低水路」、「堤防」、「高水敷」の3点セットが平地の河川の構成の基本型になります。

河川法では、その第6条第1項において、低水路に相当する区域を第1号、堤防等の河川管理施設の敷地を第2号、高水敷に相当する区域を第3号で規定しているので、河川管理者は低水路を1号地、堤防の敷地を2号地、高水敷を3号地と呼ぶことも多いのです。

河川の流水でなく、河川の敷地に注目したとき、その道筋を「河道」といいます。

そして、低水路と高水敷を持った河道の断面を「複断面」の河道といいます（図-1）。

小さい河川で洪水の流量がそう増加せず、低水路の脇での堤防の築造や河底の掘削で洪水を流せる場合には、高水敷を設けないこともあります。こういう河道の断面を「単断面」の河道といいます（図-2）。

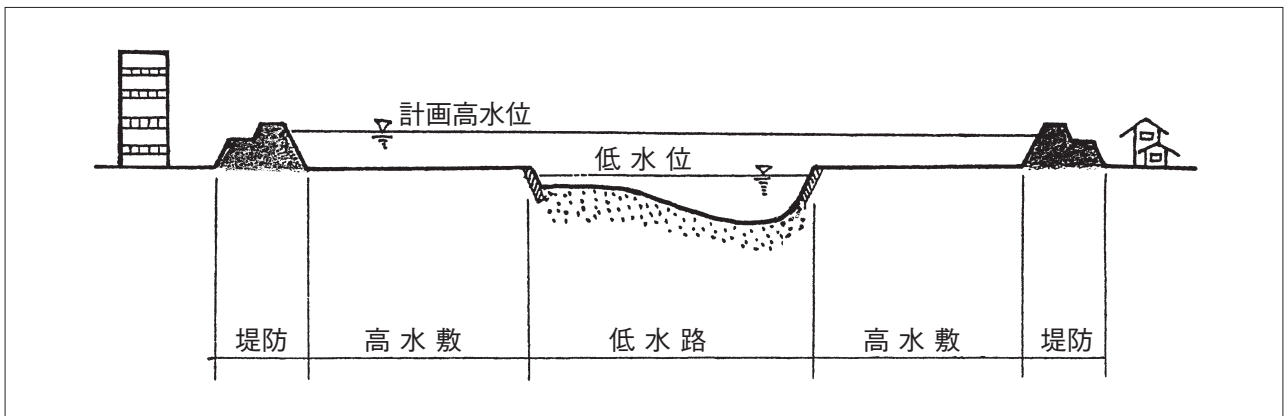


図-1 河道の断面（複断面）

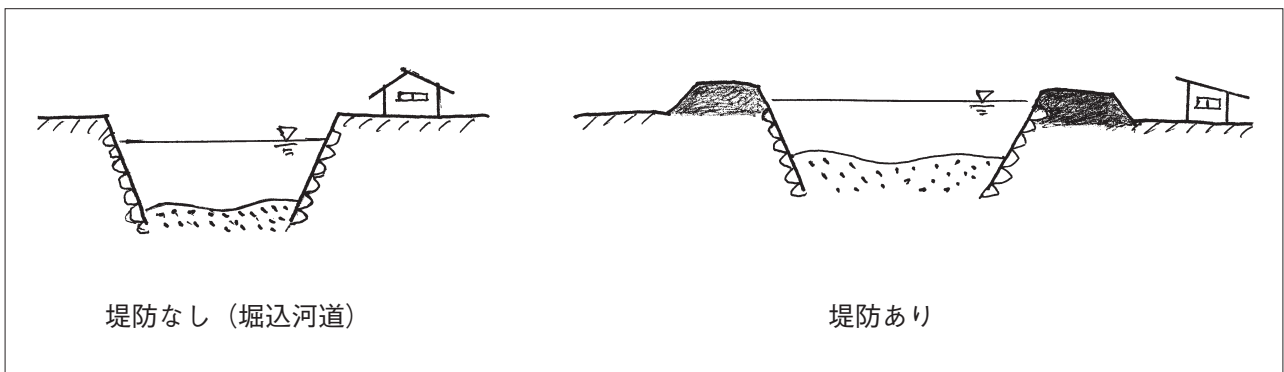


図-2 河道の断面（単断面）

## 防災課だより

## 人 事 異 動

〔水管理・国土保全局 人事発令〕

△令和 4 年 6 月 27 日

氏 名	新 所 属	備 考
野村 文彦	道路局企画課道路経済調査室課長補佐	防災課長補佐
神宮 正一	防災課長補佐	東北地方整備局企画部企画課長（併）内閣府地方創生推進事務局
鈴置 真央	辞職（和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課長）	河川計画課付（併）総合政策局情報政策課建設経済統計調査室
斎野 秀幸	辞職（日本下水道事業団本社ソリューション推進部上席調査役）	下水道部下水道企画課企画専門官

△令和 4 年 6 月 28 日

氏 名	新 所 属	備 考
井上 智夫	退職	水管理・国土保全局長
植松 龍二	退職	下水道部長
伊藤 仁志	退職	砂防部保全課長
丸山 準	退職	大臣官房付（北陸地方整備局河川部長）
若林 伸幸	退職	大臣官房付（関東地方整備局長）
金澤 裕勝	退職	大臣官房付（国土地理院参事官）
岩田 美幸	退職	大臣官房付（内閣府沖縄総合事務局次長）
岡村 次郎	水管理・国土保全局長	北陸地方整備局長（併）北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部長
高村 裕平	国土地理院長	大臣官房審議官（併）水管理・国土保全局（併）水災害リスクコミュニケーション推進室長
高橋 謙司	大臣官房総括審議官	水管理・国土保全局次長
甲川 壽浩	水管理・国土保全局次長	近畿地方整備局副局長
津森 貴行	関東地方整備局利根川上流河川事務所長	河川環境課流水管理室長（併）水災害リスクコミュニケーション推進室
大野 良徳	河川環境課流水管理室長（併）水災害リスクコミュニケーション推進室	九州地方整備局河川部河川調査官
守安 邦弘	関東地方整備局江戸川河川事務所長	大臣官房付
佐々木淑充	中部地方整備局副局長	治水課長
林 正道	治水課長	中部地方整備局企画部長
佐藤 寿延	大臣官房技術審議官（併）大臣官房イノベーション推進室次長（併）国際統括室参与（併）内閣官房副長官補付	河川計画課長（併）水災害リスクコミュニケーション推進室室長代理（併）総合政策局情報政策本部サイバーセキュリティ・情報化推進官（併）合理的根拠政策立案推進本部 EBPM 推進官（併）大臣官房広報戦略室広報戦略官（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（併）内閣官房水循環政策本部事務局参事官
森本 輝	河川計画課長（併）水災害リスクコミュニケーション推進室室長代理（併）総合政策局情報政策本部サイバーセキュリティ・情報化推進官（併）合理的根拠政策立案推進本部 EBPM 推進官（併）大臣官房広報戦略室広報戦略官（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（併）内閣官房水循環政策本部事務局参事官	四国地方整備局企画部長
内藤 正彦	北陸地方整備局長（併）北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部長	河川環境課長
豊口 佳之	河川環境課長	近畿地方整備局企画部長
奥田 晃久	近畿地方整備局企画部長	砂防部保全課海岸室長
田中 克直	砂防部保全課海岸室長	防災課災害対策室長
岩崎 等	防災課災害対策室長	大臣官房付



氏 名	新 所 属	備 考
関 健太郎	四国地方整備局徳島河川国道事務所長	大臣官房付（復職（（公財）リバーフロント研究所研究第一部主任研究員））
槇島みどり	休職（（公財）リバーフロント研究所研究第一部主任研究員）	河川計画課付
朝田 将	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）（併）内閣官房国土強靱化推進室参事官	河川計画課河川計画調整室長（併）水災害リスクコミュニケーション推進室
石川 博基	河川計画課河川計画調整室長（併）水災害リスクコミュニケーション推進室	治水課企画専門官
小澤 盛生	治水課企画専門官	河川環境課流水管理室企画専門官
田中 里佳	河川環境課流水管理室企画専門官	中部地方整備局企画部企画調整官（併）大臣官房インフラDX総合推進室
近藤 修	東北地方整備局岩手河川国道事務所長	水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室長（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房水循環政策本部事務局企画官（併）水資源政策課地下水対策室
谷川 知実	水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室長（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房水循環政策本部事務局企画官（併）水資源政策課地下水対策室	経済産業省大臣官房付（併）大臣官房福島復興推進グループ総合調整室付（併）内閣府政策統括官（原子力防災担当）付（併）内閣府廃炉・汚染水対策担当室企画官（併）経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力発電所事故収束対応室付（併）原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策チーム事務局員
舩田 直樹	経済産業省大臣官房付（併）大臣官房福島復興推進グループ総合調整室付（併）内閣府政策統括官（原子力防災担当）付（併）内閣府廃炉・汚染水対策担当室企画官（併）経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力発電所事故収束対応室付（併）原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策チーム事務局員	大臣官房付
三宅 洋	北海道開発局室蘭開発建設部次長	治水課企画専門官
早川 潤	治水課企画専門官	関東地方整備局荒川下流河川事務所長
出口 桂輔	関東地方整備局荒川下流河川事務所長	河川計画課企画専門官
小林 侑	河川計画課企画専門官	都市局都市計画課企画専門官
草野 慎一	大臣官房審議官（併）水管理・国土保全局（併）水災害リスクコミュニケーション推進室長	砂防部砂防計画課長
國友 優	砂防部砂防計画課長	東北地方整備局河川部長
矢崎 剛吉	デジタル庁統括官付参事官	大臣官房付（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）（併）内閣官房国土強靱化推進室参事官）
松原 誠	下水道部長	下水道部下水道事業課長
石井 宏幸	下水道部下水道事業課長	大臣官房付（復職（（公財）日本下水道新技術機構研究第一部長））
阿部 千雅	休職（（公財）日本下水道新技術機構研究第一部長）	大臣官房付（辞職（日本下水道事業団本社ソリューション推進部次長））
安田 将広	下水道部下水道企画課企画専門官	辞職（独立行政法人国際協力機構インフラ技術業務部有償技術審査室主任調査役）
城ヶ崎正人	砂防部保全課長	大臣官房付
森 俊介	治水課法規第一係長	大臣官房総務課主査（併）大臣官房秘書室事務次官秘書係長
福島 萌夏	総務課総務係	総務課人事係
庵谷 和花	総務課人事係	総務課調整係（局長秘書）
外村 桃香	総務課調整係（局長秘書）	治水課経理係
加曾利伸貴	治水課経理係	総務課監査係
前原 将摩	道路局道路交通管理課付	総務課調整係
平野 舞	総務課調整係	河川計画課総務係
加藤 亮太	河川計画課総務係	水政課総務係
神宮 佳佑	水政課総務係	水政課総務係

## △令和 4 年 6 月 30 日

氏 名	新 所 属	備 考
塚原 隆夫	辞職（独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長）	大臣官房付
栗林 大輔	辞職（国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター水災害研究グループ上席研究員（特命事項担当））	大臣官房付（復興庁統括官付参事官付参事官補佐（併）復興庁統括官付参事官付企画調査官）
奥原 崇	辞職（甲府市副市長）	下水道部下水道企画課長
青木 拓哉	辞職（EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社）	下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐

## △令和 4 年 7 月 1 日

氏 名	新 所 属	備 考
小林 賢也	四国地方整備局高知河川国道事務所長	治水課企画専門官（併）内閣府沖縄振興局参事官（振興第一担当）付
志野 直紀	治水課企画専門官（併）内閣府沖縄振興局参事官（振興第一担当）付	環境省自然環境局自然環境計画課長補佐
渡邊 加奈	環境省自然環境局自然環境計画課長補佐	河川計画課付
池田 鉄哉	休職（（一財）日本建設情報総合センターシステム運営統括役）	大臣官房付（辞職（国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター特別研究監））
田中 康寛	復興庁統括官付参事官付参事官補佐（併）復興庁統括官付参事官付企画調査官	河川計画課付
濱田 佳大	河川計画課付＜併任解除＞	河川計画課付（併）総合政策局情報政策課建設経済統計調査室
本田 康秀	内閣官房副長官補付内閣参事官（命）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室参事官（併）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部事務局参事官	下水道部下水道企画課下水道事業調整官
堂蘭 洋昭	下水道部下水道企画課下水道事業調整官	大臣官房付（復職（（公社）日本下水道協会技術研究部長（DX調査研究担当部長）））
茨木 誠	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付企画官（併）内閣府民間資金等活用事業推進室企画官（併）内閣府地方創生推進事務局参事官（総括担当）付企画官	下水道部下水道企画課付
末益 大嗣	休職（（公社）日本下水道協会技術研究部研究官（企画部情報課長））	下水道部下水道企画課付（下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐）
川島 弘靖	下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐	環境省水・大気環境局水環境課長補佐（併）環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
長谷川史明	環境省水・大気環境局水環境課長補佐（併）環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	下水道企画課付（中国地方整備局河川部河川計画課長）
野坂 隆幸	関東地方整備局富士川砂防事務所調査課長	砂防部砂防計画課砂防管理技術係長（併）砂防管理支援室
土田 元気	砂防部砂防計画課砂防管理技術係長（併）砂防管理支援室	関東地方整備局建政部都市整備課技術指導係長
神代 哲也	大臣官房人事課企画専門官（併）国会連絡室国会連絡調整官	防災課災害対策室課長補佐
坪井 猛志	防災課災害対策室課長補佐	総務課付
樋口 学	都市局都市計画課企画専門官	下水道部下水道企画課企画専門官
木村 英雄	下水道部下水道企画課企画専門官	都市局市街地整備課長補佐
遠山 純司	都市局市街地整備課長補佐	下水道部下水道事業課長補佐
三浦 裕明	下水道部下水道事業課長補佐	都市局都市計画課長補佐
坂上 大介	東北地方整備局建政部計画管理課長（併）内閣府地方創生推進事務局	下水道部下水道企画課総務係長
乾 昂行	下水道部下水道企画課総務係長	下水道部下水道事業課総務係長
上林 新	下水道部下水道事業課総務係長	都市局総務課融資・監査係長
鈴木 毅	下水道部下水道企画課長	大臣官房参事官（税制）
小林 伸行	内閣官房内閣総務官室企画官	総務課企画官（併）大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室



氏 名	新 所 属	備 考
藤井 裕士	総務課企画官（併）大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	不動産・建設経済局建設業課建設業政策企画官
深田 大寛	住宅局住宅総合整備課企画専門官	水政課長補佐（併）総務課（併）水災害リスクコミュニケーション推進室（併）総合政策局情報政策課建設経済統計調査室
近 菜々子	水政課長補佐（併）総務課（併）水災害リスクコミュニケーション推進室	関東地方整備局総務部人事課長
堀 洋一郎	総合政策局総務課企画官	水政課水政企画官（併）水災害リスクコミュニケーション推進室次長
榎本 考暁	水政課水政企画官（併）水災害リスクコミュニケーション推進室次長	観光庁総務課長補佐
井上 堯	水政課企画専門官	防災課長補佐（併）水政課
降旗 涼介	観光庁総務課法規係長	水政課法規第一係長
上野帆乃夏	水政課法規第一係長	住宅局住宅企画官付法制係長
小野寺 聖	復興庁統括官付参事官付主査	水政課法規第一係
真野いずみ	水政課法規第一係	水政課法規第二係
藤南佳奈香	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付主査	下水道部下水道企画課法規係長
福澤 良文	下水道部下水道企画課法規係	港湾局港湾経済課
志賀 紹子	独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業事業部長	水資源部水資源政策課水源地域対策企画官（併）内閣事務官（内閣官房副長官補付）（命）内閣官房水循環政策本部事務局員
田畑美菜子	水資源部水資源政策課水源地域対策企画官（併）内閣事務官（内閣官房副長官補付）（命）内閣官房水循環政策本部事務局員	大臣官房人事課付
竹内 航平	大臣官房人事課人事第二係長	水資源部水資源政策課地下水政策係長（併）水資源部水資源政策課管理係長（併）水資源部水資源政策課地下水対策室
浦川 佳奈	水資源部水資源政策課地下水政策係長（併）水資源部水資源政策課管理係長（併）水資源部水資源政策課地下水対策室	河川環境課総務係
柿沼 智光	河川環境課総務係	水政課審査係
小佐野祐衣	水政課審査係	砂防部保全課総務係
田村 優奈	砂防部保全課総務係	関東地方整備局総務部人事課（併）大臣官房人事課（人事第三係）
原澤 貴史	下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐	辞職（EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社）



協会だより

災害復旧技術専門家派遣制度

## ブロック代表者会議（全国会議）を開催

公益社団法人 全国防災協会



令和4年6月23日

東京都千代田区平河町：海運クラブ 会議室

令和4年6月23日に令和4年度災害復旧技術専門家派遣制度ブロック代表者会議（全国会議）を開催

しました。



運営委員長挨拶（代理 大谷博信委員）

この会議は、北海道から沖縄まで全国に360名いる災害復旧技術専門家派遣制度の運営に当たり、昨年度の取り組みや課題及び専門家の技術レベルの維持向上や、派遣制度の周知などの取り組みなど、今後の派遣制度運営に向け協議するとともに、各ブロックで取り組んでいくことを確認しました。

また、防災課より、市町村における災害復旧事業



来賓挨拶（防災課成田秋義総括災害査定官）

の円滑な実施に係る支援方策のあり方について、市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン、デジタル技術を活用した災害復旧について、令和3年度災害査定状況及び査定事例について、及び令和4年災害手帳改定内容の情報提供をいただきました。



■災害復旧技術専門家とは

【目 的】

技術専門家は、本省防災課の災害査定官、防災担当の本庁課長、事務所長等の経験者で構成しています。国や都道府県の災害復旧業務に長年携わり、制度を熟知し、災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する災害復旧事業のエキスパートです。

⇒全国（北海道から沖縄）各地に360名登録（R 4 . 3 .31）

異常天然現象により公共土木施設に被害が発生した際、地方公共団体等からの要請に基づき、災害現地に派遣し、地方公共団体が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティアとして行います。

【活動内容】

- ① 災害調査に関する支援
- ② 復旧工法に関する技術的助言
- ③ どの他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言

詳細は、以下を参照

[https://www.zenkokubousai.or.jp/download/2021\\_disaster-seidogaiyo.pdf](https://www.zenkokubousai.or.jp/download/2021_disaster-seidogaiyo.pdf)

■～平成26年度から試行（拡充）～

災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの自治体支援  国土交通省

- 被災自治体の技術者マンパワー不足、実務経験を積んだ技術者不足により、適切な災害復旧事業の実施に際し、被災自治体の大きな負担となっている。
- 災害発生時に被災自治体が災害復旧や改良復旧の計画立案するための技術者の不足を補うため、**平成26年より災害復旧技術専門家派遣制度を試行的に運用する。**
- 本制度は、TEC-FORCEが出動した大規模災害で、被災自治体から本省防災課に要請があり、防災課が必要と判断する場合、防災協会より無償で専門家を派遣する制度。



東日本被災状況 宮城県岩沼市



東日本被災状況 千葉県成田市



東日本被災状況 千葉県浦安市



台風26号による土砂災害（伊豆大島）

被災が甚大化・多様化している中、多くの自治体で最適な復旧工法検討をする技術者が不足している

<手続きのフロー図>

